

告示

埼玉県告示第五百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西吉見南部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名 氏名 住所

理事 高橋 雅之 埼玉県比企郡吉見町大字北吉見二百三番地

二 退任

職名 氏名 住所

理事 秋山 治 埼玉県比企郡吉見町大字久保田新田百九十九番地

三